

委員会提出議案第 2 号

寒川町議会委員会条例の一部改正について

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 太田 真奈美

提案理由

寒川町部設置条例の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和41年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項所管事項の欄中「1」の次に「町長室、」を加え、同表文教福祉常任委員会の項所管事項の欄中「学び育成部」を「子ども育成部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。